



平成21年大学時代

# 弁護士になって

理想の弁護士像とこれからの目標

弁護士 伊吹 健人



## 1 私が憧れた弁護士像

私が法曹の仕事に興味を抱いたのは、人の役に立つ仕事がしたいと考えたことがきっかけでした。特に、不条理・不公平な立場に置かれている方々が泣き寝入りを強いられることのないような社会を実現したいという思いがありました。

司法試験合格後の1年間の司法修習では、弁護士の日常的法律相談や訴訟活動だけでなく、弁護団会議や委員会活動といった公益的な活動についても学ぶことができ、その中でも特に興味を持ったのが消費者被害事件でした。消費者と事業者の情報や交渉力の格差を是正して、公平な社会を実現すべく精力的に活動している現場を見て、私がかつと抱いていた、不条理・不公平な立場に置かれている方々の言い分を代弁し、その権利を実現していくという理想の弁護士像そのものだと感じました。

## 2 弁護士としての活動を始めて実感したこと

2014年12月より、御池総合法律事務所に入所し、弁護士としての活動を開始しました。

現在、取扱分野としては、交通事故をはじめとする損害賠償の分野と、消費者被害事件の分野を特に多く扱っています。実際に弁護士として仕事を始めると、これまでのロースクールや司法修習では気づくことのできなかった問題に気づいたり、司法修習時代とは比べものにならない程多くの知識が必要となることを日々実感しています。

交通事故事件では、事故の当事者となった方々の生の声を伺う機会が多く、その中で、依頼者の方々にとっての真の解決とは何かを模索することの重要性を感じています。交渉や訴訟で紛争の解決を図るときも、弁護士としては、当該紛争の解決に尽力しますが、依頼者の方々にとっては、その紛争は人生の一時点にすぎず、その先の生活があります。そのため、平穏な生活に戻ることや精神面での満足を重視される方も多く、法的解決はそのための一つのステップなのだと感じています。弁護士として、良質な法的サービスを提供することもとても重要なことですが、依頼者の方々から真に求められることは何かを考え、その支えとなることも忘れてはいけないと考えています。

消費者被害事件につきましては、適格消費者団体NPO法人京都消費者契約ネットワークの活動や、弁護団活動、弁護士会の委員会活動等に取り組み、訴訟だけでなく、法改正の議論や、広く消費者問題への対応について検討することを通じて、公正な社会の実現に向けた活動をしています。その中で、消費者の利益を保護し、公正な社会を実現するためには、実態に即した制度の確立が不可欠だと感じています。そして、そのためには、個々の事件に精一杯取り組むだけでなく、現場の被害の声を聞き、消費者問題を掘り起こすこと、また、その解決策を模索しながら、司法による解決の限界、すなわち、立法による解決が必要となる問題を明らかにしていくことが必要になるものと考えています。さらに、消費者保護法制に対する社会的な認知度を高めることも必要だと感じています。市場において、消費者団体が不正な事業活動を抑止することで、適正な活動を行っている企業だけが活躍できる場が生まれ、公正な取引社会が実現されるという消費者団体の役割自体が一般的にはまだまだ認知されていませんし、消費者自らが商品の安全性等を吟味して選択できるような知識を身につけることができる環境を整える必要性も感じています。このように、消費者被害事件を通して、個々の事件を離れた、社会全体の制度のために活動するという弁護士の役割も実感しています。

## 3 今後の目標

弁護士としての活動を開始し、法律的な知識だけでなく、様々な分野の知識や思考方法を身につけることが不可欠であると感じています。今後、一定の分野に偏ることなく、幅広く様々な分野の知識を修得できるよう、日々研鑽を積んでいきたいと思っています。

また、特に消費者被害事件の分野では、個々の事件に精一杯取り組み、不当な事業活動から消費者の利益を保護することはもちろん、現場の被害の声をしっかり聴き取り、積極的に問題を掘り起こすこと、諸外国の制度やその運用実態を学んでより良い制度設計を提案できるようにすることを通じて、公正な社会の実現に向けた制度作り積極的に関わっていきたく思います。

私が憧れた、不条理な立場に置かれた方々の主張を代弁し、公正な社会を実現するという弁護士像を常に目標に据えながら、精一杯取り組んでいきます。